

令和7年8月

お客さまへ

## 投資信託および債券にかかる約款・規定改訂のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、下記の約款および規定を改訂しますのでお知らせします。

### 記

#### 1. 改訂する約款・規定

- (1) 大地みらい信用金庫投信取引約款
- (2) 振替決済口座管理規定

#### 2. 改訂概要

法令改正による条項ずれ

※詳細につきましては、各新旧対照表をご覧ください。

#### 3. 改訂日

令和7年8月15日（金）

#### 4. お問い合わせ先

大地みらい信用金庫 お客さまサポート部

電話番号 0153-24-4103

受付時間 平日9:00～17:00

以上



「大地みらい信用金庫投信取引約款」新旧対照表

(網掛部分変更)

新	旧
<p>1. ～3. (略)</p> <p>3. の2. (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第1.6項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4. ～63. (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(2025年8月改訂)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. ～3. (同左)</p> <p>3. の2. (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第1.5項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4. ～63. (同左)</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">(2020年4月改訂)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

「振替決済口座管理規定」新旧対照表

(網掛部分変更)

新	旧
<p>第3条の2。(共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めにしたがって、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第1.6項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定にしたがい本人確認を行わせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(2025年8月改訂) 以 上</p>	<p>第3条の2 (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めにしたがって、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第1.5項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定にしたがい本人確認を行わせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(2020年4月改訂) 以 上</p>